

February
2022

特定非営利活動法人
ピースデポ
<http://www.peacedepot.org/>
Email office@peacedepot.org

第13号

ピースデポ
脱軍備・平和
レポート

講義録

第6回「脱軍備・平和基礎講座」 安保法制下の自衛隊

前田哲男（軍事評論家）

2021年11月27日、ピースデポは「安保法制下の自衛隊」をテーマに、第6回脱軍備・平和基礎講座を開催した。専守防衛政策は日本の軍拡を求める国内外の要因により崩されつつある。それをいかに存続させ、また再生させるかを今こそ考えなければならない。

- § 平和憲法と日米安保条約の葛藤、そして自衛隊の誕生
- § 「専守防衛」政策の形成
- § 専守防衛の政策化—「基盤的防衛力構想」
- § 「逸脱」のはじまり—「基盤的防衛力構想」の崩壊過程
- § 三つの「ガイドライン」の変容からみる「安保法制」への道
- § 「安保法制」：「安倍安保」の展開、「敵基地攻撃論」にいたる
- § 今後に予測される米国発「対日圧力」

[報告]「世界核被害者フォーラム2021」（ピースボート主催） トピックス

5核兵器国が共同声明／ドイツが核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加／NPT再検討会議が4回目の延長／米国防総省が「地球規模での軍事態勢見直し」を完了／政府、敵基地攻撃能力保有の検討を表明／沖縄県、沖縄防衛局の辺野古基地建設埋立ての設計変更申請を不承認

連載 全体を生きる (36)

断食闘争とキムチ運動 梅林宏道

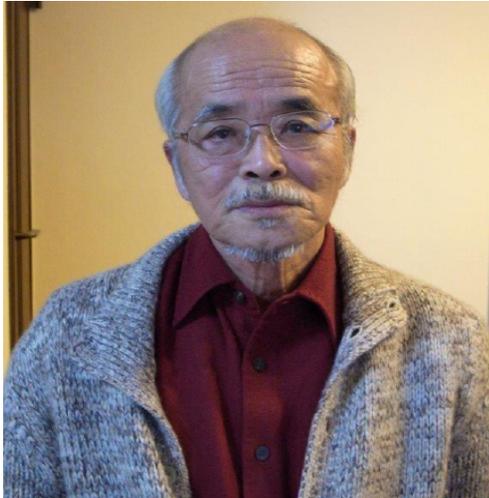
平和を考えるための映画ガイド

友情というささやかな解決——『グリーンブック』

日誌 2021年11月16日～2022年1月15日

[講義録] 第6回 「脱軍備・平和基礎講座」

安保法制下の自衛隊



前田哲男
軍事評論家

2021年11月27日、ピースデポは第6回脱軍備・平和基礎講座を明治学院大学の会場とオンラインのハイブリッドで開催した。講師は、軍事評論家の前田哲男氏で、テーマは「安保法制下の自衛隊」である。本稿は、その講義録である。前田氏の講義は、軍隊を放棄した日本が、1950年6月に勃発した朝鮮戦争により再軍備を米国に迫られるところから始まる。前田氏は、「専守防衛」政策は日本の軍拡を求める国内外の要因により崩されつつあるとする。そして、専守防衛はどのような形で存続できるのか、また再生可能なのだろうかということを今こそ考えなければならぬと私たちに訴える（ピースデポ編集部）。

平和憲法と日米安保条約の葛藤、そして自衛隊の誕生

1950年、朝鮮戦争が起きたとき、小倉市に住んでいたため、小倉駐屯の米軍第24師団が6月のうちに朝鮮戦線に投入されるといふすごい雰囲気、当時小学校高学年でしたが覚えています。1950年の朝鮮戦争勃発は日本国内にはすぐさま「警察予備隊」創設という形で跳ね返ってきました。再軍備の第一歩は、同年、マッカーサーGHQ司令官の命令によって創設された、今の陸上自衛隊の前身にあたる警察予備隊です。講和条約と日米安保条約締結の1952年に、警察予備隊は「保安隊」という新たな段階に達します。当初は陸上部門だけでしたが、併せて「海上警備隊」という部門が作られます。1954年には保安隊と海上警備隊に改組され、また、航空自衛隊が併設され、陸海空を合わせた「自衛隊」に変身を遂げます。同年、防衛庁も設置されます。私は警察予備隊、保安隊、自衛隊と、2年刻みで行われた再軍備の歴史、そして憲法と安保体制のもたらした葛藤と軋轢を少年時代に北九州で見っていました。

その後、長崎放送に就職してジャーナリストになり、佐世保に勤務することになりました。佐世保には米軍の基地、海上自衛隊の地方総監部があり、さらに、陸上自衛隊の教育隊が郊外にありました。米国は当時ベトナム戦争を全力を上げて戦っている時期でしたので、当時復帰前の沖縄を除けば、佐世保が一番ベトナムに近い基地として使われていたのです。最初の原子力潜水艦と原子力空母エンタープライズが寄港しました。原潜寄港は

1964年、エンタープライズは1968年でしたが、そういうものを現場で取材したことが私のその後の人生を決定づけ、安保、基地、自衛隊、米軍というようなものを終生のテーマとして今日に至っています。

今日の講義のテーマとの関連で言えば、根本に日本国憲法がありました。憲法に反して、第一次日米安保条約が結ばれ、そのねじれの中から、今日の「安保法制」に至る道が開かれます。警察予備隊はその名の通り、警察力の予備にすぎず、軍隊ではないというのが当時の内閣の解釈でした。のちには「戦車は特別な車両だから特車」だと言い換えながら、戦車も持つようになりましたから、必ずしも警察力の予備とは言えませんでした。表面上そう言っていました。1952年の保安隊になりますと、海上部門を作り、米国の沿岸警備のフリゲート等を装備したので、もはや「警察力の予備」とは呼べなくなりましたが、「近代戦遂行能力を持たない」という論理を持ち出して、保安隊は憲法9条2項に違反する存在ではないと強弁をしました。1954年には、F-86Fというジェット戦闘機を主装備に持つ航空自衛隊が創設され、陸海空から成る3自衛隊体制になると、さすがに警察力の予備、近代戦遂行能力がないとは言えなくなり、そこで考え出されたのが、今日に至る「必要最小限の自衛力の保有は憲法9条2項に違反するものではない」という公式解釈です。

現在、佐世保の陸上自衛隊の教育隊があった場所には、

日本版海兵隊とも呼ばれ、離島防衛を行う「陸上自衛隊・水陸機動団」が設けられています。海上自衛隊の佐世保地方隊は、今や横須賀に次ぐ大きなイージス艦を配備している港としては最大と呼ばれるような第一線部隊に変貌したし、米軍佐世保基地にも強襲揚陸艦と水陸両用戦即応の揚陸艦が配備されて、沖縄の第3海兵遠征部隊と連動できる体制になっています。

そうした、1952年の安保条約締結から始まる一連の国民には知らされない日米間の密約の全貌が明らかになることは多分ないでしょうが、民主党政権の時に岡田外務大臣の下でいくつか発掘の試みがなされて、沖縄密約に関しては少し出てきました。しかし「安保密約」という大きな存在が解明されたことはありません。一度、社会党の岡田春夫議員が日米共同の朝鮮有事を想定した出動計画を暴露したことがあり、たくさんの密約があるはずですが、まだ解明できずにいます。それから日本の総理大臣が変わるたびに繰り返される参勤交代のような訪米とその際の日米共同声明、さらに最近では「2+2共同発表」という、日本の外務大臣と防衛大臣、米国の国

務長官と国防長官による「日米安全保障協議会合意」という方式があり、直近のものは2021年3月の「2+2」(注1)で台湾海峡危機に共通の懸念を持つという合意がなされましたが、そうした「2+2」の合意、さらに「日米防衛協力のための指針」、通称「ガイドライン」と称しておりますが、これについては後に詳しく触れてみようと思います。さらに、現場部隊双方による暗黙合意というような形を含め様々な日米の合意により、建前の憲法9条解釈と実態としての安保推進という裂け目を作り出されました。今日、私たちがよく耳にする「敵基地攻撃」という「専守防衛」では説明のつかない概念と実質的な装備によって行われる自衛隊と米軍の統合演習はまさに敵基地攻撃のための訓練ですが、それでも「専守防衛」という建前はまだ形式上は維持されています。これが回復可能かどうかは護憲勢力の力量と構想力にかかっていますが、今日はそのことを根底に置いて「専守防衛」政策がどのように形成され、かつ歪められ今日に至っているかを見ていきたいと思います。

「専守防衛」政策の形成

まず、「専守防衛」がどのように形成されたかです。言葉として「専守防衛」という用語を掲げて、国民に自衛隊の有り様と限界を示したのは1970年の第1回「防衛白書」の記述が初めてでした。そこには「我が国の防衛は専守防衛を本旨とする。専守防衛の防衛力は、我が国に対する侵略があった場合に、国に固有の権利である自衛権の発動により、戦略守勢に徹し、我が国の独立と平和を守るためのものである。すなわち専守防衛は憲法を守り、国土防衛に徹するという考え方である」と定義されました。続けて、「防衛力の限界」として「他国に侵略的な脅威を与えるようなもの、例えばB52のような長距離爆撃機、攻撃型航空母艦、ICBM等は保持することができない」とあります。このように、第1回防衛白書は、爆撃機、空母、ICBMという具体例を挙げて、兵器における限界を明示しました。

しかし、1980年代後半以降今に至るまでこのような記述にはなっていません。「他国に侵略的な脅威を与えるようなもの」のところが、「性能上専ら他国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる」に変更されました。長距離爆撃機、航空母艦、ICBMの部分は変わっていませんが、以前はどちらかという和心理的な規定だったのが、今の定義は物理的なものになっています。小さなところですが、「敵基地攻撃能力」の保有という昨今の趨勢を考えると、対都市攻撃は良くないが、対兵力攻撃、対基地攻撃ならば問題ないという解釈の余地が出てきます。とにかく、1970年の「防衛白書」で、「専守防衛」の定義がなされ、憲法を守り、国土防衛に徹するという考え方が示され、保有できない兵器として爆撃機、空母、ICBMという明確な例示がなされました。しかし、実際

には、日本は空母(「いずも」、「かが」)を保有しようとしているし、ICBMは持っていませんが、自衛隊が開発中の「12式地对艦誘導弾能力向上型」は、射程が900キロ以上あり、国際的に定義されている「中距離ミサイル」(射程500キロ以上の誘導弾、弾道弾)に相当します。したがって、この「ICMB等」という定義にも変更が加えられていると見なければなりません。

このように、第1回の「防衛白書」において「専守防衛」が宣言され、かつ、防衛力の限界が示されたわけで、この建前は2021年版の「防衛白書」にも、「専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう」という記述で残っています。

それにもかかわらず「敵基地攻撃」を論じるというのは矛盾だと思いますが、今の政権、防衛省もそうですが、そういうことに配慮していないように見えます。また、実際に、2021年11月12日に、防衛省に「防衛力強化加速会議」という防衛大臣を議長とする会議が設けられました。この会議は、敵基地攻撃を如何に正当化、合理化するかというようなことを討議すると思われま

専守防衛の政策化—「基盤的防衛力構想」

「専守防衛」政策が1970年の「防衛白書」によって宣言され、「防衛政策の限界」および「他国に侵略的な脅威を与えるような兵器」保持禁止の解釈がなされました。その「専守防衛」の政策化が、1976年に三木武夫内閣の防衛庁が策定した「基盤的防衛力構想」と呼ばれるものです。それまでは「防衛力整備5か年計画」(第1次のみ3か年計画)により、第1次防(1957年～)、第2次防(1961年～)、第3次防(1966年～)、第4次防(1972年～)と4回にわたって防衛力整備計画が策定されてきました。2次防が約1兆2000億円、3次防が約2兆4000億円、4次防が約4兆6000億円というように——防衛省は中国がすごい勢いで軍拡をしているとは非難しますが——当時の日本は防衛費が急速に伸びていく時代でした。5次防を作る時には、8、9兆円になりかねないということで、世論の批判が高まり、当時の坂田道太郎防衛庁長官は、このままでは自衛隊は国民の支持を受けられないと判断し、それが国内的要因となって「基盤的防衛力構想」が導入されることになりました。一方で、外的要因として米国の圧力がありました。1969年、米国のニクソン大統領は、米国は同盟国に対する防衛約束を守るが、同盟国には防衛の自助努力を求める「ニクソン・ドクトリン」を公表し、日本に対しても圧力が加わることになりました。

内からは自衛隊の拡張に対する批判、米国からはさらなる自助努力を求められるという内外の情勢の変化の中で、坂田防衛庁長官、久保卓也事務次官のラインで「専守防衛のありかた」、具体的な姿を作る試みが進められます。その結果、「基盤的防衛力構想」として、次に挙げた5つの国際的な条件のもとで自衛隊は存続すべきであるという枠組みを示しました。

- (1) 日米安保体制は、今後とも有効に維持されるであろうこと
- (2) 米ソ両国は、核戦争又はそれに発展するおそれのある大規模な武力紛争を回避しようとするであろうこと
- (3) 中ソ関係は、仮に部分的改善はあっても、対立の根本的解消には至らないであろうこと
- (4) 米中関係は、今後とも相互の関係調整が続けられるであろうこと
- (5) 朝鮮半島においては、おおむね現状で推移し、少なくとも大きな武力紛争は生じないであろうこと

当時、「冷戦」と呼ばれた時代のもとで東西両陣営は激しい軍事対立を続けていて、日本は西側陣営の一員という自己規定のもと日米安保条約による対米協力を国是としていた時期です。そういう条件下、三木内閣は1976年に「防衛計画の大綱」を作成し、それに基づいて自衛隊の実力と限界を定めました。そして、その1週間後、「GNP1%以内の防衛費」という財政による上限規程の閣議決定もなされました。「基盤的防衛力」を

土台にした「防衛計画の大綱」の持つ画期性は、明治以来、初めて「文民による国防方針」が書かれ、国民に示されたことにあります。日本国憲法があって初めて可能になったことで、文民統制が実際に機能したことを意味します。明治から敗戦に至るまで4回、「対露」、「対米」を想定した「帝国国防方針」が定められましたが、それらは、参謀本部と海軍軍令部から内閣と宮中に各一部保存される極秘文書であり、一般には公開されませんでした。それを考えると「防衛計画の大綱・基盤的防衛力構想」の意義がよく分かります。

内容の特徴としては、4次防までの防衛力整備計画が基調としていた、極東ソ連軍に対抗できる兵力を北海道に駐屯させるというような、敵の戦力、出方、脅威に相応する防衛力を備える考え方(軍事用語で「所要防衛力」)から離脱し、「防衛計画の大綱」に、「隙がなく、均整のとれた態勢、平時において十分な警戒態勢をとりうる防衛力」とあるように、我が方が十分な均整を保ちながら国土を守る、つまり防衛の構えを重視した、「専守防衛」が重視されていました。目標は「限定的かつ小規模な侵略までの事態」に対処し得る能力の保持であり、大規模で全面的な日本に対する軍事的な脅威はない(あるとすれば、外交交渉によって解決する)という立場です。敵の能力を重視する「所要防衛力」の戦略に立つと、例えば、極東ソ連軍の能力が年々増大すれば、それは意図の変化につながり、日本に対する脅威の増大と捉えるわけですが、1976年と77年の「防衛白書」は多くのページを使って、「限定的かつ小規模の侵略」までの事態に対処し得る能力を持てば「基盤的防衛力」を達成することができ、日本防衛は可能であるという論理によって、「所要防衛力」の見方を退けました。

「基盤的防衛力」を「防衛計画の大綱」の柱にすることに制服組は大変な不満を持っていましたが、文民統制の大原則で、坂田さんと久保さんは彼らを論破しました。海上自衛隊出身で前統合幕僚長の河野克俊さんが、『統合幕僚長』(WAC 2020刊)という本の中で、海上自衛隊の制服組が、「基盤的防衛力構想」を「山川(やまかわ)理論」と呼んでいたと書いています。つまり、「軍事的脅威への対処というより、日本の山、川、港などの地形的特性で防衛力を算出する考え方」であるとして、「静的な防衛力構想」と見ていました。しかし、当時の防衛庁長官と次官は制服組を説得して「基盤的防衛力構想」を決定し、定着させたのです。

「逸脱」のはじまり―「基盤的防衛力構想」の崩壊過程

当時から制服組が「基盤的防衛力構想」に強い不満を持っていることは新聞にも報道されましたし、色々な形で伝えられていました。しかし、明治初期の国防方針は全国の6つの鎮台、東京湾・対馬海峡・関門海峡の台場(沿岸要塞)、北海道の平時は農業に従事して有事に戦う屯田兵から成るもので、「専守防衛」は明治初期の国防政策に通じるものです(今日は触れませんが、わたしの専守防衛のモデルはそこにあります)。それでも、制服組(と自党内のタカ派)は「基盤的防衛力」を崩すことを試みます。そして、護憲に一番近かったはずの民主党政権時の2010年の「防衛計画の大綱」で「基盤的防衛力構想」は公式に廃棄されました。護憲に基づく防衛政策が護憲勢力の民主党政権によって廃棄されたのは歴史の皮肉というしかありません。

「基盤的防衛力構想」という形で定式化された「専守防衛」政策はどのように崩れていき、現在の「敵基地攻撃能力」にまで至ったか。その過程ですが、まず「ニクソン・ドクトリン」(そして80年代になるとレーガン大統領からの圧力)に基づく対日要求が露わになり、それが1978年の自衛隊と米軍との防衛協力の指針である「第1次ガイドライン」締結に繋がりました。初めての「軍・軍連携文書」です。つまり、それまでの日米安保体制とは、軍事同盟というよりは、政治文書であった。1952年から1978年まで、自衛隊と米軍は「軍と軍の連携・部隊と部隊の協力マニュアル」を公式には持っていなかったのです。(それらは「密約」という形で処理されました。「三矢研究」、「フライング・ドラゴン」などたくさんあります)。同じ時期に「思いやり予算」と今日呼ばれている予算も始まります。大平内閣の金丸防衛庁長官が「思いやりの精神で行こう」と言ってできた予算です。

そして、1981年の鈴木善幸内閣から、日米の軍事協力の内々でやる密約型から、米国が公然と要求する形に変わります。同年の「鈴木・レーガン会談」で初めて「日米同盟」という言葉が使われます。この「日米同盟」という言葉遣いについて鈴木善幸総理大臣は「軍事的な意味合いはない」と記者団の前で断言しました。一方、米国側は軍事的な意図が込められていると日本側と了解していると考えており、それを総理大臣が否定したということで、当時の伊藤正義外務大臣が引責辞任する騒ぎになりました。このように、共同声明で「日米同盟」という表現が使われ、日本に対する公然要求がなされるようになったのが80年代の特徴で、1982年にできた中曽根内閣は「シーレーン1000海里防衛」、「思いやり予算の特別協定化」、さらに、三木内閣が定めた「GNP1%枠」を撤廃するという政策を推し進めました。中曽根康弘首相が防衛庁長官の時の「防衛白書」に「わが国の防衛は、

専守防衛を本旨とする」とあったのに、それを自ら葬ってしまったのです。

「シーレーン1000海里防衛」は、今日の「台湾海峡防衛」をはじめとする「インド太平洋戦略」につながる、日本の軍事力の海上展開です。当時は「南東航路」、「南西航路」という2本の航路帯を設定し、その航路帯の安全を図ることが主張されました。「南西航路」は大阪から対馬海峡、南西諸島を経て、フィリピンに至る航路です。その先はアラビアの油田地帯です。「南東航路」の方は、小笠原からグアムに行き、それからオーストラリアに行く、鉄鉱石、石炭、原料炭を入手するルートという位置づけがなされました。その内の1000海里、1852キロに関しては日本が分担するという「シーレーン1000海里防衛構想」、それを中曽根内閣は公然と打ち出しました。

それと、「思いやり予算」に関しては、地位協定に定められた規定とは別に、「特別協定」という枠組みが導入されました。典型的なのが基地労働者の人件費です。80年代まで、全駐留軍労働組合(全駐労)と沖縄の駐留軍労働組合は米国政府に対して賃上げを要求していました(実質的に決めるのは米議会下院軍事委員会、日本側の窓口は外務省所管の渉外労務管理事務所)。日米地位協定の第24条によれば、米軍基地の用地と固定設備に関しては、日本が米軍に無償で提供する一方で、運用に関する経費は日本政府に負担をかけずに米国政府が支払うとされています。負担に関する経費の最たるものは人件費です。それから、老朽施設が壊れた時の立て直し、改築等も「運用に関する経費」ですから、全て米国側が負担するのが建前です。日米地位協定24条はそういう規則を定めていますが、それを、人件費と施設整備費などすべてを日本が負担するというのが「思いやり予算の特別協定化」なのです。「特別協定予算」と日本政府は言っています。地位協定を変えれば良いのですが、米国は占領軍時代の特権が全て盛り込まれた地位協定を変えたくありません。そこで、日本政府に圧力をかけて、24条の例外化を「特別協定」という形で日本政府に引き受けさせました。始まりは金丸氏が防衛庁長官だった大平内閣の時代からですが、爆発的に増えたのは中曽根内閣時代になってからです。それは「光熱水費」にまで及びます。人件費のすべて、また、運用に関する典型的な費目である施設移転費も日本側が全て負担するという特別協定予算を作って譲歩しました。2021年度は約2017億円を「思いやり予算」のために払っています。本来、米国が負担してしかるべきものを日本が負担しているわけです。それが来年度、2000億円台後半に増えるという報道がなされています。

以上のように、「基盤的防衛力構想」は、日米関係と

いう大きな枠組みの中で、ガイドライン受け入れ、シーレーン防衛の実施、さらに「思いやり予算」という形で色々な方向から挑戦を受け、崩れていきます。その過程には色々ありますが、先述のように、2010年に民主党の菅直人内閣が「基盤的防衛力構想」を廃止し、新「防衛計画の大綱」を閣議決定します。その部分は、「今後の防衛力については従来の『基盤的防衛力構想』によることなく、各種事態に対し、より実効的な抑止と対処を可能とし、アジア太平洋地域の安全保障環境の改善のための動的なものとしていくことが必要である」という記述になっています。今日の南西諸島のミサイル基地化、「南西シフト」と呼ばれるような方向性に関して、「島嶼部における対応能力の強化」の箇所、「自衛隊配備の空白地帯となっている(南西地域も含む)島嶼部について、必要最小限の部隊を新たに配置する」と、従来にない方向性を与えました。「より実効的な抑止と対処」という言葉は、「基盤的防衛力構想」と完全に対立する概念です。言い換えれば、抑止力を相手に見せて、それ

を受け入れさせるということです。その最たるものが核抑止力で、核兵器という最終兵器を相手に示し、必要であれば使うという決意を相手に伝え、屈服させるという力の論理です。同時に、抑止が万が一効かなかった、破綻する場合のことを考えなければなりません。その場合は「対処」、つまり「敵基地攻撃能力」保有ということになります。これが「核抑止」の本質ですが、冷戦終結後は様相が変わってきました。たとえば、領土・領域をもたないテロリストに抑止は効きません。抑止の効かない相手には何もなすことができないということで、限定核戦争の理論策定者として名を上げたヘンリー・キッシンジャーやウィリアム・ペリーという人たちは、冷戦終結後は核抑止政策から相次いで転向しました。そういうことで、防衛計画大綱の「抑止と対処」、特に「対処」は実行し得ないものであるということを知らねばなりません。

三つの「ガイドライン」の法制」への道

以上のように、「基盤的防衛力構想」が内部要因と日米関係の中で変質していき、最終的に民主党政権で廃棄されることとなりますが、その中で重きをなしていくのが、日米間の部隊同士の対処マニュアルであるガイドラインです。ガイドラインは現在まで3つありますので、それらの特徴を挙げてみたいと思います。

最初に結ばれたのは1978年のガイドラインです。1952年に安保条約が結ばれたわけですが、軍事協力マニュアルはありませんでした。その後、米国は「ニクソン・ドクトリン」を発表し、それが「78年ガイドライン」といわれる文書です。しかし、それを読むと、日本側が憲法の枠内、つまり「基盤的防衛力」の限度内に固執していることが分かります。「この結論は両国政府の立法・予算ないし行政上の措置を義務づけるものではない」や、「この指針は、日米安保条約及びその関連取極に基づいて日米両国間が有している権利及び義務に何ら影響を与えるものと解されてはならない」と明記していることから分かります。お互いの権限、立法、予算、行政権が優先されるということを意味します。それとともに、「日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える事態」に関して、日本側は言質を与えませんでした。したがって、「78年ガイドライン」の主眼点は、「平時における協力」、それから「日本が侵攻を受けた場合の協力」のみでした。「78年ガイドライン」によって生まれた直接的な変化は、1982年から陸上自衛隊と米陸軍、また海兵隊の間で、「ヤマサクラ」という名称で知られていますが)合同演習が始まったことです。

2つ目となる「97年ガイドライン」は冷戦後の国際

情勢、とりわけアジア太平洋、極東情勢に対応すべく結ばれた軍・軍マニュアルです。その中の「指針及びその下で行われる取り組みは、いずれの政府にも、立法上、予算上又は行政上の措置をとることを義務づけるものではない」の箇所は「78年ガイドライン」と同じです。しかし、続く文章に、「しかしながら、日米協力のための効果的な態勢の構築が、指針及びその下で行われる取組の目標であることから、日米両政府が各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策や措置に適切な形で反映させることが期待される」が挿入されました。「義務づけるものではない」、しかし「期待される」ということで、後段が前段を完全に覆しています。

1978年と1997年のガイドラインは完全に違う形のマニュアルになりました。軍と軍の間の協力の分野においても、「平素から行う協力」と「日本に対する武力攻撃に際しての対処行動」に加えて、「日本周辺地域における事態で、日本の平和と安全に重要な影響を与える場合(周辺事態)の協力」が新たに付加されたのが「97年ガイドライン」の特徴です。「周辺事態の協力」が付加された結果、日本政府は「周辺事態法」を1999年、「船舶検査法」を2000年に作って、ガイドラインの実効性を担保することにしました。

安倍政権下での「15年ガイドライン」ができたのは「安保法制」が国会で強行可決される4か月くらい前(2015年4月)です。重要なことですが、「安保法制」(2015年9月)という「集団的自衛権行使」を容認し、自衛隊による「米艦(機)防護」を認めた法律は「15年ガイドライン」によってあらかじめ準備され、こちらの方

が先に対米公約として、米国に対して約束された、その前後関係です。「15年ガイドライン」冒頭の「防衛協力と指針の目的」には、「切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応」、「政府一体となつての同盟としての取組」、「日米同盟のグローバルな性格」と書かれていますが、「安保法制」を先取りしたと言いますか、その後に「安保法制」があることを予期した上でガイドラインが結ばれたというのを思わせるような表現になっています。

このガイドラインに盛り込まれた「日米軍・軍連携」を具体化させるため、2018年12月18日、「防衛計画の大綱」と「中期防衛力整備計画」が改定され、自衛隊のあり方は、「多次元統合防衛力」、「統合機動防衛力」、それから「領域横断」に移行することになりました。「領域横断」

を日本側では「クロス・ドメイン・オペレーション」と称しています。米軍は「領域横断」を「マルチ・ドメイン・オペレーション」と称しています。クロス・ドメインもマルチ・ドメインも同じことです。「陸上幕僚長より皆さまへ」という陸幕ホームページで、2021年7月1日に吉田陸幕長が、「さて、本訓練の焦点は、陸上自衛隊の領域横断作戦(CDO)と米陸軍のマルチ・ドメイン・オペレーション(MDO)との連携要領を具体化することです」と呼びかけています。日米両国語で書かれていますが、このように特に陸上自衛隊の領域横断作戦は米国陸軍のマルチ・ドメイン・オペレーションと一体のものとして受け入れられて、実際の演習の中で実行されているということになります。

「安保法制」:「安倍安保」の展開、「敵基地攻撃論」にいたる

「15年ガイドライン」の数か月後に「安保法制」が強行採決され、完全に憲法と安保の関係は逆転してしまいます。「安保法制」は、当然の帰結として敵基地攻撃論に入っていく、「専守防衛」は死亡宣告されたと受け止めざるを得なくなりました。「集団的自衛権」が行使できるように、憲法解釈の変更を安倍内閣が「有識者会議」に諮問して、その報告を受けて、2014年7月1日に解釈改憲の閣議決定をしました。その時の記者会見で安倍さんが用いたのが、米艦邦人輸送中の米輸送艦の防護、赤ん坊を抱いた母親が米国の国旗の輸送艦に乗り、それを自衛隊が防護しているイラストです。もう1つのイラストが駆け付け警護というPKOですが、こういう場合にも今、日本は何もできない、何かできるようにするのが当然ではないかという訴え方をしました。ところが、当たり前ですが、それどころでは済まないのです。

次の3つの要件を満たす場合には、自衛の措置として、「武力の行使」が憲法上許容されるべきであると判断するに至りました(従来、「自衛権発動の3要件」と呼ばれていたものが、安倍政権では「自衛の措置としての武力行使の3要件」と改められた)。

- ①わが国に対する武力攻撃が発生したこと、又はわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- ②これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ③必要最小限度の実力を行使すること

①の「わが国に対する武力攻撃が発生したこと」は従来からあるものです。それに「又はわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の

権利が根底から覆される明白な危険があること」という条件が新たに付け加わりました。「わが国と密接な関係にある他国」が米国を指すことは言うまでもありません。それまでの自衛権発動の3要件というのは、「わが国に対する急迫不正の侵害があること」、「この場合にこれを排除するためにほかの適当な手段がないこと」、それから、「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」というように、非常にすっきりしていました。ここから分かることは、「急迫不正」が落とされ、「又は～」以下が付け加えられたことで、解釈次第によって運用が拡大される恐れがかなりあるということです。

自衛隊法にどのように反映されたかですが、3条の「任務」から「直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛する」を排除して、「我が国周辺の地域における平和及び安全」という句を挿入しました。また、76条「防衛出動」二の「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」を「存立危機事態」と認定し、自衛隊の出動任務、防衛出動の新たな類型に加えました。それから、防衛大臣は存立危機事態、米国に対する武力攻撃が行われた場合、「アメリカ合衆国の軍隊等の行動に伴い、行動関連措置として役務の提供を行わせることができる」という条文ができました。さらに、84条に「国際平和共同対処事態」という多国籍軍に参加できるような条項が新設されました。そして、95条二「米軍等の部隊の武器等の防護」という条文が新たにできました。これは2021年11月にオーストラリアの軍隊にも初めて適用されるようになりました。2020年だけでも25件の米軍に対する武器等防護が行われています。

今後に予測される米国発「対日圧力」

今後に予測される米国の対日圧力は、何よりも、来週から臨時国会が開かれ、補正予算が入ってきます。ここでまず出てくるのは、GDP1%ではなく、GDP2%の防衛費が目の前にあるという事実です。2022年度防衛予算の概算要求が10月に出了ましたが、出た段階で5兆4797億円です。そして、今度の臨時国会の補正予算で要求されているのが7738億円。両方足しますと、6兆2535億円になります。日本のGDPは500兆円台のほですから、名目上もGDP1%は突破します。このほか、NATO方式と言われる、防衛費の反映のさせ方の1つは恩給費、軍人年金です。日本ではこれは総務省予算に全部投じられています。日本は戦後に軍隊を解散して、再建されたということもあり、予算措置が違います。他国の軍隊はそういうことはないから、軍人年金、恩給も全部一本化しています。ですから、NATO方式でやると、それを含めなければならない。さらに、NATO方式では、海上保安庁というパラミリタリー、準軍隊の予算も軍事費に入れます。それから、ロケット開発費というのも入ってきます。それらを入れると来年度予算は、ほぼ間違いなく2%近くになるでしょう。

「敵基地攻撃能力」に関しては、菅義偉内閣はスタンドオフ防衛能力と言い換えました。スタンドオフというのは軍事用語で遠隔攻撃力という意味であり、敵基地攻撃力とほぼ同義です。したがって、スタンドオフ防衛力というのは敵基地攻撃であることを暗黙のうちに認めたと認めて良いと思います。「台湾海峡防衛」に向けた、2021年4月の「菅・バイデン共同声明」と、その直前の「2+2」にも盛り込まれた、台湾の安全を日本とインド太平洋における共通の安全という文脈の中で捉えて、防衛力強化を実行するために、南西諸島、奄美大島、宮古島、石垣島、与那国島と連なる南西諸島、今、自衛隊の統合演習がたけなわになっている、その一帯にあるわけですが、そこに中距離ミサイルの基地を作るという予定があります。中距離ミサイルは約900キロの射程があるとされているので、そうなると中国の沿岸部も射程に入ってくることになります。同時に、米国は今、中国に向けた新型の地上設置型中距離ミサイルをいくつか開発中です。相次いで実験に成功していますが、その次に来るのは配備です。中国に届かなければならないので、米国本土に配備しても全く意味はなく、日本列島への配備を要求される公算が極めて大きいと見なければなら

りません。中距離ミサイルは核、非核両用ですから、米国の方針次第では、従来私たちが設けてきた非核三原則の中の「持ち込ませず」の部分崩れていざるを得ません。すでに、防衛省と外務省の間で水面下の交渉が行われていると思います。驚くような形で表面化するのはないかと恐れています。

残念なことですが、今や「専守防衛」は名存実亡と言わざるを得ません。私は憲法と共に育ってきた、自己形成してきた世代に属しますから、憲法に大変愛着がありますし、生きている間に、この憲法がなくなるということ想定したくありません。しかし、どうも、そうは言えないような時勢になりつつあります。その中で「専守防衛」というのは一体どのような形で存続できるのだろうか、また再生可能だろうかということを考えなければならない。それが、今日の私から皆さんへの最後の投げかけです。ありがとうございました。

質疑応答

Q 文民の地位は防衛省になるまでかなり低かったそうですが、今それはどのようになっているのでしょうか。

A 文民統制のあり方は時代と共に随分変わってきました。初期は後藤田正晴さんや海原治さんといった旧軍の経験を持つ内務省、警察官僚が説得力のある形で文民統制を実行しました。「専守防衛」政策を作った久保卓也さんも警察庁から防衛庁に出向した人です。第二次安倍政権は主に法律上あるいは防衛省内の意思決定プロセスの変更という形で文民の権限をかなり削いで、制服組の意見が政策に反映されるような措置を取りました。

Q 日本は対米従属国家という言葉れ方をされますが、米国へどう対処すれば良いのでしょうか。

A 護憲側の「9条を守れ」という主張はシンボリックではありますが、守るための対抗構想を短期、中期、長期という形で打ち出さなければなりません。鎮台、お台場、屯田兵のような、本来的に攻撃的ではない軍隊に作り替えて、「専守防衛」を再興しなければなりません。1980年代にヨーロッパの社民党や社会党が米国の軍拡に対して対抗構想として出したのが、“structurally unable attack”という、構造的攻撃不能性というような概念でした。要するに、本来的に攻撃的ではない軍隊に作り替えていこうということですが、そういったことを含めて日本では議論が乏しいです。

注

1 講義後の2022年1月7日、岸田政権初の「2+2」がオンラインで開かれた。共同発表の一部を以下に示す。「閣僚は、自由で開かれたインド太平洋地域へのコミットメントを強く再確認し、また、地域の平和、安全及び繁栄の礎としての日米同盟の不可欠な役割を認識した。閣僚は、変化する安全保障上の課題に、パートナーと共に、国力のあらゆる手段、領域、あらゆる状況の事態を横断して、未だかつてなく統合された形で対応するため、戦略を完全に整合させ、共に目標を優先づけることによって、同盟を絶えず現代化し、共同の能力を強化する決意を表明した。」

[報告] ピースボート主催 「世界核被害者フォーラム 2021」

ピースボートはICANの協力の下、世界中の核実験や核廃棄物の被害者たちが被害体験を参加者と共有し、さらなる核の事故や被害を防止するためにその影響と取り組みについて学び合うイベントを12月2～3日にオンラインで開いた。「世界核被害者フォーラム 2021」のウェブサイトではフォーラムの動画を視聴することができる。以下の2つの証言は、紙幅の関係からピースデポ編集部が動画をもとに短く編集したものである。核兵器はその開発と実験の段階で多くの非人道的な被害を、とりわけ旧植民地の人々や少数民族にもたらす。被害者の証言を世界の人たちが知ることによって、核兵器を禁止する流れがさらに強まることを期待したい。(ピースデポ編集部)

スー・コールマン・ハゼルダインさん (オーストラリア 非核連合)

私は南オーストラリア州の西海岸にあるセドウナ出身のコカタ族の女性です。私が幼い頃、オーストラリアでの核実験が始まりました(1953年から1963年の間、英国はオーストラリアで12発の原爆を爆発させた。この実験の大多数は南オーストラリア州に位置するマリリンガとエミューフィールドで行われた。多くのアボリジニの人々は伝統的な土地から強制退去させられた)。放射性物質が風に乗って私たちの上に舞い落ちました。私たちはこれまで長い年月の間、悲しみと喪失感と共に生きてきました。様々な種類のがんを患い、出生異常もたくさんありました。私たち家族もかわいい孫を亡くしました。悲しさと喪失感に日々向き合い、それが消えることはありません。60年経ちましたが、今でも赤ん坊が原因不明の異常で亡くなっています。その赤ん坊たちを埋葬し悲しみと喪失感だけが残ります。

英国とオーストラリア政府の行動によって私たちは苦しめられてきました。オーストラリア政府には世界の他の国々のように核兵器や原子力潜水艦を禁止してもらわなければなりません。こうしたものの必要がなくなればウラン鉱山も必要なくなります。鉱山が閉鎖されれば放射性廃棄物の処分場も必要なくなります。処分場は爆弾と同じくらい危険です。廃棄物が流出し始めると知らないうちに有害物質が土地を通じて私たちの周りを汚染していきます。昔起きた放射能汚染の時と同じ様に、当時は、何が降ってきたのか誰も分かりませんでした。その後異変を感じ始め、時間が経てば経つほどその影響を感じています。

私たちは今も苦しんでいます。オーストラリア政府には決断してもらう必要があります。「もう止めにしよう。私たちはオーストラリアに被害を与え人々を傷つけてきた。採掘企業のほしいままにアボリジニの人々を土地から追い出してきた」のだと。ウラン鉱山会社やオーストラリアの資源を採りたい人々は皆、アボリジニを周縁に追いやります。全く不公平です。私たちは先住民なのに。全てにおいて置き去りにされています。私たちの土地で採掘を止めることができれば、自分たちの文化を守り、放射性廃棄物の処分場を止め、政府に原子力潜水艦の建設をやめるよう求めることができます。世界全体の勝利にもなります。

カリブベク・クユコフさん (ATOM プロジェクト名誉大 使・カザフスタン)

核の土地「アトミック・ランド」、ソ連の最初の核実験が行われた場所です。ここ(セミパラチンスク)では500回に及ぶ核爆発が行われてきました。人々が暮らし、子どもたちが生まれる場所です。冷戦では主力兵器として核兵器の開発が進みましたが、犠牲になったのは住民でした。当時の私たちは冷戦が何を意味するのか理解していませんでした。私たちはアメリカは敵だと言われ、アメリカ人は世界征服をしたいのだと信じ込まされていたのです。アメリカが核兵器を持つのであれば、当然ソ連も持つべきだと。核爆発がある度に、何百もの命が傷つきました。何千もの子どもたちが、生まれつき苦しむ宿命を背負わされました(クユコフさんは生まれつき両腕がない)。

この世界で核の恐ろしさを経験したことのある国は特に日本とカザフスタンの2国です。核の犠牲が出続ける状況に誰かが終止符を打たなければなりません。世界のあらゆる場所に、非核兵器地帯を作る必要があります。核実験の歴史において、私が最後の被害者になるようにこれからも活動が続けることが私の使命だと思います。核の脅威が繰り返されないように、新しい世代に、これから生きていく子どもたちに対して胸を張れるように。核の恐怖は人々にとっての恐怖であり、母親たちが感じる恐怖です。セミパラチンスクで行われた核実験の影響で何千もの子どもたちが障害を持って生まれました。中には長く生きることができない子どもたちもいました。そうでない場合でも大変な苦しみを負いました。科学者は、核爆発の影響は世代を超えと言います。

かつて世界で4番目に大きい核軍備を誇っていた国が非核化をすると決めたことがどれだけ重大な決断だったか、今改めて感じます。私は核実験の全面的な禁止を望んでいます。世界に見本を示してほしい。そして、他の国は一丸となってそのプロセスを保障していくべきです。ソ連が崩壊しても軍が止めなくなかったので、カザフスタンで核実験は続きました。誰かが最初の声を上げました。その声が次々に他の人の声を呼び集めました。どんな政治家でも核兵器の誘惑に取りつかれることがあります。正しいのは核兵器を完全になくすことなのだ。その後気づくのです。21世紀の最大の目標は核兵器のない世界の実現であるべきだと私は訴えたい。

トピックス

5核兵器国が共同声明

1月3日、米露英仏中の5核兵器国は、「核兵器国5か国のリーダーによる、核戦争を防ぎ、軍拡競争を避けることについての共同声明」と題した文書を発表した。5つの核兵器国が首脳レベルで核兵器問題についての共同声明を発表したのは初めてである。

5か国は、「核兵器国間の戦争の回避と、戦略的なリスクの軽減を最も重要な責務とみなしている」とし、「核戦争に勝者はなく、決して戦ってはならない」ことを確認した。そして、核の使用が広範囲に影響を及ぼすため、「核兵器は、それらが存在する限りは、防衛目的、侵略の抑止、そして戦争を防ぐ目的のために役立つなければならない」として、抑止力の観点から核兵器の保有を正当化した。不使用までは宣言せず、戦争には至らない紛

争などで使用される懸念も残ったままである。

5か国は、核不拡散条約(NPT)第6条にある、核軍縮の誠実な交渉の義務を履行する重要性を再確認したが、核開発競争を依然続けており、核軍縮に向けた具体的な行動が伴っていない。さらに、2000年のNPT再検討会議で5か国は「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなう」としたが、声明では言及しなかった。

同日、国連のグテーレス事務総長は「今後の取り組みに関する詳細を楽しみにしている」と、共同声明を歓迎し、「全ての核のリスクを取り除く唯一の方法は全ての核兵器を取り除くことである」と強調した。

ドイツが核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加

核兵器禁止条約(TPNW)が2021年1月に発効したが、核兵器国と、北大西洋条約機構(NATO)加盟国や日本、オーストラリアなど核兵器依存国は条約を署名・批准していない。その中で、2021年11月、核兵器依存国の1つであるドイツでは、社民党、緑の党、そして自由民主党の3党が新政権樹立で合意し、政策合意書の中で、国際的な核軍縮で「指導的な役割を果たしたい」と明記し、今年3月に開かれる締約国会議にドイツがオブザーバーとして参加する方針を盛り込んだ。

オブザーバーとして参加する意向を表明している国々はドイツ以外でスイス、スウェーデン、フィンランド、ノルウェーがあげられる。ドイツが参加すればNATO加盟国としてはノルウェーに続き2か国目、主要7か

国(G7)としては初めてである。条約は前文で「ヒバクシャの受け入れ難い苦しみに留意する」と明記しており、日本もオブザーバー参加すれば、被爆者の声を世界に訴える機会になる。

しかし、オブザーバー参加を表明する一方で、ドイツはロシアなどの脅威を理由に、核シェアリング(米国と他のNATO加盟国が核兵器を共有する制度)は続ける方針である。ドイツには米軍の戦術核兵器が配備され、運用にはドイツの戦闘機が使われる。12月1日、米国のプリンケン国務長官はTPNWへのオブザーバー参加は「(核軍縮の)目標を達成するためには役に立たない」とドイツの動きを牽制した。

NPT再検討会議が4回目の延期

2021年12月30日、2022年1月4日から28日の日程でニューヨークの国連本部での開催が予定されていた第10回NPT再検討会議が、同市における新型コロナウイルス感染拡大を受けて延期された。同会議はもともと2020年4月から5月にかけて開催される予定であったが、新型コロナウイルスの影響により、これまで2020年3月27日、同年10月28日、2021年7月21日と3回延期されており、今回で4回目の延期となる。一般討論演説のみをオンライン形式で今年1月に実施する案も出ていたが、多くの締約国が反対し、さらに延期されることになった。

昨年12月30日にスラウビネンNPT再検討会議議長候補が締約国向けに出した書簡によると、暫定的に2022年8月1日から26日までの期間、NPT再検討会議開催に向けて国連本部の会議室をおさえるという。ただ、会議開催時期の正式な決定は、締約国が開催の3か月前までに下すことになっている。

NPT再検討会議が予定通り1月に開催されていれば、核兵器禁止条約が発効してから初めての会議となるはずであった。同条約の発効を主導したオーストリアやメキシコなどは、核保有国に核軍縮で具体的な行動を求めるNPT最終文書の採択をめざしているという。

米国防総省が「地球規模での軍事態勢見直し」を完了

2021年11月29日、米国防総省は「地球規模での軍事態勢見直し」(GPR)を完了したと発表した。同盟国やパートナー国との関係強化などを掲げた「暫定国家安全保障戦略の指針」(2021年3月3日)をふまえたものだ。国防総省が11月29日に行なった記者会見によると、今回のGPRは、統合参謀本部、國務省、国際開発庁、国家情報長官室といった米国の政府機関だけでなく、世界中の多くの同盟国やパートナー国と数か月をかけて75回の協議をしたうえで策定された。

同GPRの特色はインド太平洋地域に高い優先順位が与えられていることである。同日公表された国防総省のプレスリリースによると、GPRは、中国の潜在的な軍事侵攻と北朝鮮の脅威を抑止するため、米国は同盟国や

パートナー国に軍事協力強化を求めている。その例として、地域における米軍アクセスの拡大、オーストラリアと太平洋諸島のインフラ強化、オーストラリアへの軍用機のローテーション配備、攻撃ヘリ中隊と砲兵師団司令部の韓国への常駐化を挙げている。

欧州では、ロシアに対抗し、NATO軍がさらに効果的に軍事作戦を行えるよう態勢を整えている。その例として、在独米軍兵力の上限(現役兵力2万5000人)の撤回、米陸軍多領域任務部隊と戦術火力司令部の計500人のドイツ常駐化に言及している。

中東では、主に対イラン、対テロに関する軍事態勢が審査された。イラクとシリアでは、ISIS殲滅作戦とパートナー軍能力向上の支援を続けるとしている。

政府、敵基地攻撃能力保有の検討を表明

2022年1月7日(日本時間)、岸田政権下で初の外務・防衛閣僚による日米安全保障協議委員会(いわゆる「2+2」)が、オンライン形式で開催された。共同発表文書には、「自由で開かれたインド太平洋地域へのコミットメントを強く再確認し、また、地域の平和、安全及び繁栄の礎としての日米同盟の不可欠な役割を認識した」とある。その上で、「日本は、戦略見直しのプロセスを通じて、ミサイルの脅威に対抗するための能力を含め、国家の防衛に必要なあらゆる選択肢を検討する決意を表明した」とし、事実上、敵基地攻撃能力保有の検討を表明した。日米は「同盟の役割・任務・能力の進化及び緊急事態に関する共同計画作業についての確固とした進展

を歓迎した」としている。これは、日本政府が年内に進める国家安全保障戦略の改定作業において、自衛隊が防衛の「盾」、米軍が攻撃の「矛」を担うとしてきた従来の日米の役割分担を見直すことにつながる極めて重大な踏み込みである。

共同発表は、東シナ海や南シナ海における中国のあらゆる一方的な現状変更の試みに懸念を表明した上で、日米両国は、「台湾海峡の平和と安定の重要性を強調し、兩岸問題の平和的解決を促した」とした点も見逃せない。これは、日本政府が「台湾という存在を公的に認めたこと」になり、1972年の日中国交正常化の際の日中共同声明にある建前を放棄したことになる。

沖縄県、沖縄防衛局の辺野古基地建設埋立ての設計変更申請を不承認

2021年11月25日、沖縄県は、米軍辺野古新基地建設(名護市)を巡り、沖縄防衛局が2020年4月21日に沖縄県に提出した軟弱地盤の改良工事に係る設計変更申請について、不承認通知書を発表した。不承認の理由について、まず軟弱地盤に関して、地盤の安定性の設計に関して最も重要な地点の調査が実施されていないなど軟弱地盤の調査が不十分なことを指摘した。絶滅危惧種のジュゴンへの影響については、「事業の実施がジュゴンに及ぼす影響について適切に情報が収集されておらず、よって適切な予測が行われていない」ことを不承認の理由としている。また災害防止に十分に配慮された検討が実施していないとも指摘した。

通知書に明記はないが、玉城デニー知事は、不承認を

発表した記者会見で、沖縄戦戦没者の遺骨が混じる可能性がある沖縄島南部の土砂の使用について多くの県民が倫理的に不当であると考えていることも重要であるとしている。

これを受け、12月7日、防衛省は行政不服審査法に基づき国土交通相に審査請求をした。そして22年1月6日、沖縄県は、不承認の正当性を主張する弁明書を国土交通省に提出した。これは、防衛省が不承認処分の取り消しを求めて国交相に申し出た審査請求手続きの一環である。防衛省の申し立てを踏まえ、国土交通相は沖縄県の判断を審査するが、防衛省側の主張を認め、沖縄県による不承認が取り消されることになる公算が高い。その後は、法廷闘争に発展する可能性が高い。

全体を生きる

梅林
宏道

(題字は筆者)

第36回 断食闘争とキムチ運動

韓国の民主化運動に対する私たちの連帯と支援の活動はさまざまな形をとった。ここでは、断食闘争（ハンスト）とキムチ運動のことを書きたい。

集会やデモでは不十分であると感じたときの運動の手段として、私たちはしばしば断食闘争（ハンスト）を行った。ハンストは、事態の切迫した重要性を社会に訴える手段であるとともに、運動者である私たち一人一人の人間としてのこだわりの表現手段でもあった。それは韓国の抵抗運動の中で多用されていた。社会状況が違ってはいたが、日本においてもなお権力に対する異議申し立てと不服従の固い意思を示す手段として自然なものであった。

日韓連帯神奈川民衆会議（民衆会議）では、繁華な横浜駅西口の正面通路にテントを張って、3～5日のハンストを行った。ハンスト者の半数は若い女性であった。警察の取り締まりに抗しながら、それを実行できる社会的な力関係が存在していたのである。記録をみると、1978年9月12～14日にソウルにおける金大中氏の病室ハンスト闘争に呼応するハンストを行った。1979年7月7～10日には「金大中事件の政治決着白紙撤回！韓国クリスチャン・アカデミー関連事件ねつ造糾弾」を掲げたハンストが行われた。クリスチャン・アカデミーというのは、「抑圧された人々に仕える」神学思想を実践するキリスト者の組織活動の一つであった。

1980年5月の光州民衆蜂起を受け、金大中らが首謀者として戒厳令下の軍法会議にかけられるという緊迫した状況が生まれた。そして日本の全国各地で死刑判決阻止の緊急行動が起こった。民衆会議では1980年8月1～5日に「光州の若き死者たちを思い、金大中氏らの救出を要求する」ハンストを行った。9月11日に第1審求刑があり金大中氏への死刑など極刑の求刑があった。それを受けて、9月11～17日に首都圏の運動と合流して東京の数寄屋橋における無期限ハンスト「金大中氏らへの死刑・極刑の求刑に怒り、日本政府の責任を追及する断食闘争」を行った。9月17日に金大中氏への死刑判決を含む第

1審判決が下されたことによって、舞台は高等軍法会議（第2審）に移ったが、それに対して10月9～12日、横浜駅西口で初めて在日韓国青年同盟の有志も加わった日韓共同のハンストが行われた。

1980年9月17日、数寄屋橋でのハンストが丸5日（120時間）を経過したとき、神奈川県民衆会議のM君（断食闘争団長）らを伴って、私は断食団の外務大臣への要請行動をリードした。「金大中氏拉致事件の経過にかんがみ、日本政府が事態への介入をすべきである」と要求する内容であった。外務省門前での攻防のなかで、M君と私を含む4人が公務執行妨害で逮捕された。私は逮捕後もハンストを継続しようとする、別房のM君に対して、留置所中に響く大声でハンストを中止するよう説得をしたことを覚えている。私たちは10日間拘留されたのち不起訴で釈放された。

韓国の民主化運動で弾圧された人々やその家族の治療、裁判、生活を支える財政支援、さらには学園や職場を追われ地下活動を強いられている若者たちの闘争支援のために、韓国内においてもカンパ運動が盛んであると伝わっていた。光州民衆蜂起が与えたインパクトの結果として、私が代表をしていた「日韓民衆の連帯をつくる行動連絡会」（行動連）は、「韓国民主化支援：継続カンパ運動」に取り組むことになった。キムチ運動はその流れの中で生まれた。

それは、相模原における労働者・生活者センターに集った「くらしをつくる会」の活動があったからこそ可能になった運動であった。三里塚空港反対闘争を担った若い農民のなかで「微生物農法の会」が生まれ、彼らが育てた有機栽培の野菜を首都圏の消費者の拠点に直接届ける「ワンパック・グループ」の活動が形成されていた。「くらしをつくる会」は相模原でその拠点を担い、農民グループと深いつながりを作っていた。その基礎の上に、行動連に参加していた神奈川民衆会議が中心となって、三里塚の野菜でキムチを手造りし、その売り上げを継続カンパの一部にするキムチ運動を計画した。三里塚空港粉砕青年行動隊に協力を要請し快諾を得た。キムチ運動は

1981年から84年まで4年間続いた。

1年目の記録によると、1981年8月9日に民衆会議の6人が三里塚を訪れ、キムチ用の白菜と大根の栽培に使う1反(約10アール)の自主耕作地を視察した。8月30日に農民の指導を受けながら畑を耕し、鶏糞を入れ、大根の種まきをした。9月13日には大根の芽の間引きや草取りをすると同時に、白菜の苗を植えた。それ以後は3週間に1回のペースで15人ほどが現地で必要な農作業を行った。12月5日に約30人が参加して、白菜300株、大根700本を収穫した。

その間に、民衆会議は川崎市に住む在

日韓国人のオモニにキムチ造りのノウハウを教わり、試作をするとともに、講習会を開いてキムチ造りの能力者を養成した。12月5日～7日に行われたキムチ漬け本番作業には、延べ約100人が参加した。作業は闘争中の食品労働組合の自主管理工場において行われた。調味料などの経費を差し引いた売上高は41万円であり、キムチ運動の物語とともに韓国労働運動へのカンパとして届けられた。

このように、キムチ運動は、文字通り、労、農、生活者の運動が一つになって汗を流した、このうえなく充実した、楽しい運動であった。

うめばやしひろみち

1937年、兵庫県洲本市生まれ。ピースデポ特別顧問。長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)初代センター長(2012～15年)。



平和を考えるための 映画ガイド

◆映画『グリーンブック』

友情というささやかな解決——『グリーンブック』

『グリーンブック』はお互いにまるで違う二人の男の友情の物語である。

1962年のアメリカ。ドン・シャーリーは天才ピアニストで、ニューヨークではカーネギー・ホール最上階にある宮殿のような部屋に暮らしている。まるで音楽の王様のごとき生活を送る彼が、未だ人種差別的なジム・クロウ法の残る南部(ディープ・サウス)へのコンサートツアーを決意した背景には、アメリカを変えたいという強い願いがあった。しかし実際問題として、彼のような黒人にとっては南部を旅して回るだけでも危険が付きまとう。そこで雇われたのがイタリア系の用心棒トニー・リップである。

二人の関係は、ややオールドファッションな「でこぼこコンビ」と言ってい。裕福で高い教育を受け、立ち居振る舞いも極度に洗練された黒人のドン・シャーリーと、粗野ですぐ暴力に訴え、英語もままならないイタリア系白人のトニー・リップ。雇い主と用心棒という関係とはいえ、トニーの運転する車に乗って移動する二人きりの旅路で、あまりにもかけ離れた境遇の二人には口論が絶えない。生活習慣から言葉遣い、道徳観、知っている音楽まであらゆる分野についてお互いがいかに違って

いるかに驚きながら、二人は旅を続ける。衝突することはあっても、共通の経験を通して友情は深まっていく。

2018年の公開当時、『グリーンブック』は大いに称賛されたが、その一方で熾烈な批判も浴びた。差別問題を徹底して扱っていない、というのが批判の主な論点だったと言える。作品の中で、ドン・シャーリーは過酷な差別にひたすら耐え続ける。孤独なドン・シャーリーがエンディングでクリスマスに賑わうトニーの家に招かれ、勇気を振り絞ってそこを訪ねて行くという「和解」のストーリーは、確かに主にドン・シャーリーの忍耐によって成立している。だが、お互いの違いを乗り越えて築かれる友情というのは、それだけで、現実には得難いものである。

劇中には食事のシーンが多く出てくる。共に過ごした楽しい時間そのものが、ささやかな救いなのだと信じたい。(うろこ)

『グリーンブック』

監督：ピーター・ファレリー

2018年/アメリカ/130分

日誌

2021.11.16~2022.1.15

作成: 光岡華子、ドゥブルー達郎、渡辺洋介

【核兵器・軍縮】

- 11月16日 米大統領補佐官、米中首脳が軍縮協議の実施に向け検討を行うことで合意と発表。
- 11月18日 岸田首相、広島長崎両市長がTPNW締約国会議のオブザーバー参加求め面会も参加に慎重な姿勢。
- 11月23日 露、米国が月初めに露標的の核攻撃演習実施と非難。爆撃機が露国境から20km以内に接近。
- 11月24日 長崎被災協、被爆者交流の場「ふれあいサロン」を事務所オープン。
- 11月24日 独新政権、3月のTPNW締約国会議へのオブザーバー参加を表明。(本号参照)
- 11月25日 松野官房長官、独新政権の方針を受けても、核禁条約会議への参加へ慎重な姿勢崩さず。
- 11月26日 NATO事務局長「全加盟国がTPNWに署名せず」と独新政権をけん制。
- 11月26日 RECNA、被爆前の長崎の写真をデジタル教材などにする新事業の中間報告で、1000枚超の写真が寄せられたと発表。
- 11月28日 全国被爆二世団体連絡協議会、全国交流会でTPNW締約国会議への二世代表団派遣の検討を確認。
- 12月1日 ブリンケン米務長官、TPNWを支持しないと明言。
- 12月6日 国連総会、28年連続で日本の核兵器廃絶決議案採択。
- 12月7日 原爆ドームの世界遺産登録から25年。現地で記念集会。
- 12月9日 NY市議会、米政府にTPNW参加求める決議案を賛成多数で採択。
- 12月10日 モンゴルが核兵器禁止条約を批准。57か国目。
- 12月12日 被団協、NPT再検討会議への被爆者代表団の派遣断念。新型コロナ拡大が要因。
- 12月16日 米著名科学者ら約700人、バイデン大統領に「核の先行不使用宣言」などを要請する書簡送付。
- 12月16日 カザフスタン大使、同国

のセミパラチンスク核実験場の汚染被害踏まえ、核兵器なき世界実現のため日本に協力呼びかけ。

- 12月18日 オランダのNGO、世界の核関連投融資が7兆円以上減少と発表。TPNW影響と分析。日本は非核保有国で最大の増加。
- 12月20日 米が日本にTPNW締約国会議にオブザーバー参加しないよう要請していたことが判明。
- 12月21日 日本被団協、政府に「TPNWへの早期参加」申し入れ。65万7174人の署名の一部を手渡し。
- 12月26日 米務次官、米政権が核の役割縮小に向けた「宣言」検討と表明。
- 12月27日 独ハノーバー市長、TPNW締約国会議に合わせ欧州各地の自治体首脳で支持会合開催の計画を公表。
- 12月30日 国連、NPT再検討会議を22年8月まで延期する方針発表。4度目の延期。(本号参照)
- 1月3日 米英仏露中、核戦争回避に向け「核戦争に勝者なし」と盛り込んだ共同声明発表。(本号参照)
- 1月5日 松野官房長官、5核兵器国の声明歓迎と述べる。
- 1月15日 オーストリア政府、TPNW締約国会議開幕前日に「核兵器の非人道性に関する国際会議」の開催検討を表明。

【日米安保・憲法】

- 11月17日 米国家安保副補佐官、サイバー攻撃対応のため日本と連携強化重視と述べる。
- 11月19日 自民、総務会で憲法改正推進本部を「実現本部」に改組。改憲に向け党内態勢強化。
- 11月19日 岸田首相、憲法改正案の4項目同時改正にはこだわらず一部先行もあり得るとの考え示す。
- 12月2日 陸自座間駐屯地で有事の日米指揮所演習開始式。電子戦やサイバー攻撃も想定。
- 12月16日 衆院憲法審査会、岸田政権発足後初めての自由討議。改憲勢力が立民に集中砲火。
- 12月21日 日米両政府、2022年度から5年間の思いやり予算、約100億円増額の年平均2110億円で合意。
- 12月21日 自民、憲法改正実現本部の初会合。維新や国民民主と協力し議

論を進める方針。

●1月7日 日米両政府、「2+2」共同発表文書に南西諸島の自衛隊強化、基地の日米共同使用の拡大など記す。

【朝鮮半島】

- 11月24日 北朝鮮、韓国が「敵視政策」を取っていると非難。
- 11月26日 韓国統一部長官、朝鮮戦争の終戦宣言は北朝鮮にとっても「良い出発点」と主張。
- 12月5日 北朝鮮外務省、米国が地域の平和と安定を損ねていると非難。
- 12月7日 米共和党議員が米政府宛に終戦宣言に反対するよう求める書簡。
- 12月13日 文在寅大統領、米国と中国が朝鮮戦争終戦宣言に賛成と主張。
- 12月29日 韓国外相、朝鮮戦争終戦宣言について米国と「事実上合意」と述べる。
- 1月5日 北朝鮮、極超音速ミサイルを試射。
- 1月5日 文在寅大統領、北朝鮮との対話の必要性を改めて強調。
- 1月7日 日米「2+2」、北朝鮮の非核化を求める一方、米国の日本に対する拡大抑止を再確認。敵基地攻撃能力保有検討も事実上表明。(本号参照)
- 1月10日 国連安保理、5日の北朝鮮による弾道ミサイル発射実験を受けて非公式会合。一致した非難決議は出せず。
- 1月11日 北朝鮮、極超音速ミサイルの発射実験。
- 1月12日 バイデン政権、北朝鮮の大量破壊兵器開発関与の7人と1団体に経済制裁。
- 1月13日 米務長官、北朝鮮のミサイル発射実験を非難。
- 1月13日 米国、一連のミサイル実験を受け、日韓との連携を確認。
- 1月14日 北朝鮮外務省、ミサイル実験は「合法的権利」と主張し、米国の対応を「言いがかり」と非難。

【イラン・中東】

- 11月28日 イランのバーゲリー外務事務次官、イラン核合意(JCPOA)をめぐる米国との間接協議(ウィーン協

今号の略語

- CDO=クロス・ドメイン・オペレーション
- GDP=国内総生産
- GHQ=連合国最高司令官総司令部
- GNP=国民総生産
- GPR=地球規模での軍事態勢見直し
- IAEA=国際原子力機関
- ICAN=核兵器廃絶国際キャンペーン
- ICBM=大陸間弾道ミサイル
- JCPOA=共同包括的行動計画
- NATO=北大西洋条約機構
- NPT=核不拡散条約
- MDO=マルチ・ドメイン・オペレーション
- PKO=平和維持活動
- RECNA=長崎大学核兵器廃絶研究センター

●ピースデポ入会の案内

会員、賛助会員、年間購読者には、『脱軍備・平和レポート』(年6回)と『ピースデポ会報』(年2回)に加え、資料年鑑の書籍『ピース・アルマナック』をお届けします。

詳細や入会の申し込みはピースデポ HP をご覧ください。

(<http://www.peacedepot.org/joinus/member/>)

議)の目標が経済制裁の解除にあると改めて表明。

- 11月29日 米国とイランのウィーン間接協議が再開。
 - 11月29日 イランのアブドラヒアン外相が「制裁解除のためのウィーン協議」と題するコメントを発表。如何なる要求もJCPOAの範囲を越えてはならず、苦い経験が繰り返されない保証が必要だと強調。
 - 11月29日 ウィーン協議に参加する中国代表団、米国はJCPOAと矛盾する全ての制裁を解除すべきだという見解を表明。
 - 12月3～4日 フランスのマクロン大統領、UAE、カタール、サウジアラビアを歴訪。
 - 12月6日 UAEのタフヌーン・ビン・ザイド国家安全保障局顧問がイランを訪問。テヘランでライシ大統領及びシャムハーニー国家安全保障局評議会事務局長と会談。
 - 12月12～13日 イスラエルのベネット首相、同国の首相として初めてUAEを訪問。
 - 12月22日 サリバン米大統領補佐官がイスラエルを訪問。ベネット首相とイラン核問題について協議。
 - 12月29日 ロシアのウリヤノフ在ウィーン国際機関代表、米国のイラン担当高官とウィーンで会談し、イラン核問題について協議。
 - 1月10～11日 中国の王毅外相、バーレーンおよびサウジアラビアの外相とイラン核協議について意見交換。
 - 1月14日 中国の王毅外相、イランのホセイン・アブドラヒアン外相と会談し、米国の対イラン制裁に「断固反対する」と表明。
- 【原発】
- 11月16日 玄海原発テロ対策施設工事現場で火災。けが人、放射性物質放出なし。
 - 11月17日 東電、福島原発処理水放出による人体や環境への影響は極めて軽微と発表。
 - 11月20日 原発避難者訴訟、最高裁判決に向け原告らが「国の責任認める判決を」と訴え。
 - 11月24日 宮城県、処理水放出の風

評被害対策など国への要望まとめる。

- 11月29日 鹿児島県、川内原発40年超運転に向け、専門委に特別委員4人追加と発表。
- 12月2日 伊方原発3号機、2年ぶりに運転再開。運転中の原発は全国で5原発8基に。
- 12月2日 日立とGE、カナダで次世代原子炉を受注と発表。世界的に原発再評価の動き。
- 12月10日 経産大臣、IAEA事務局長と会談。来年IAEAが処理水の安全性評価の中間報告書まとめると確認。
- 12月10日 室蘭市長、福島のPCB廃棄物を市内で処理する計画受け入れ表明。
- 12月10日 農林水産省、英国が原発事故後の日本産食品への輸入規制撤廃へ着手と発表。
- 12月21日 東電、再来年4月に処理水放出に必要な施設設置を目指すとする計画明かす。
- 12月23日 原子力規制委、被災した女川原発の再稼働に向けた工事計画を認可。
- 12月24日 東電、柏崎刈羽原発6号機に続き7号機でも不適切溶接を74か所発見と発表。
- 1月3日 欧州委員会、原発を地球温暖化対策に資する「グリーン」な投資先認定方針発表も独や環境団体反発。仏は歓迎。
- 1月12日 東電、福島第一原発原子炉格納容器内調査用のロボットに不具合で調査見送りと発表。再開時期未定。

【沖縄】

- 11月19日 石垣港で自衛隊統合演習が始まる。
- 11月25日 沖縄県、辺野古埋立ての設計変更申請を不承認。(本号参照)
- 12月14日 「普天間・辺野古問題を考える会」、辺野古中止求め共同声明。
- 12月16日 沖縄県知事、来年6月23日の「慰霊の日」に読み上げる「平和宣言」を公募で作成と発表。
- 12月16日 日米両政府、金武の米軍ブルービーチでの訓練実施で合意。
- 12月17日 宜野湾市の緑ヶ丘保育園保護者ら、保育園上空の米軍機飛行禁止が果たされるよう沖縄県に協力要請。

- 12月18日 米軍、キャンプ・ハンセンでの新型コロナウイルスのクラスター発生を巡り、沖縄県の検査協力要請を個人情報保護を理由に拒否。
- 12月19日 金武町長、キャンプ・ハンセン外出禁止を松野官房長官に求める。
- 12月20日 防衛省、ドローン利用規制の指定対象に12か所の自衛隊施設を発表。
- 12月21日 日米両政府、合意した思いやり予算で在沖米軍の訓練移転費に年114億円を盛り込む。
- 12月22日 湾岸戦争時の「在沖米軍出動」を日米発表から削除。公開された外交文書で判明。
- 12月23日 林外相、在日米軍は米出国時にPCR検査をしていなかったことが判明したと述べる。
- 12月25日 2022年度の沖縄振興一括交付金、前年度比326億円の大幅減となる2684億円。
- 1月2日 沖縄県知事、オミクロン市中感染で米軍に「激しい怒り」。日米地位協定の改定訴え。
- 1月5日 沖縄県知事、新型コロナウイルスの新規感染者数が、昨年8月以来600人を超えたことを受け「非常に脅威的な数」と述べる。
- 1月5日 沖縄北方担当相、米陸軍貯油施設から汚水が流出した問題で、「政府一丸で対応」と主張。
- 1月7日 日米「2+2」、共同発表文書で辺野古の新基地建設が「唯一の解決策」と盛り込む。
- 1月7日 沖縄防衛局、沖縄県の辺野古設計変更不承認の取り消し求め審査請求。(本号参照)
- 1月15日 沖縄米軍の感染者数、キャンプ・ハンセン内でクラスターが発生後1か月で4257人に上る。

【その他】

- 11月29日 米国防総省、GPRを完了と発表。(本号参照)
- 12月30日 米国のバイデン大統領とロシアのプーチン大統領がウクライナ情勢を巡り電話会談。
- 1月14日 ロシア、ウクライナとの国境付近で戦車を使った軍事演習を実施。

編集後記

前田哲男さんの講義により、自衛隊と米軍の連携強化が進み、専守防衛が危機にあることがよく分かりました。講義でも触れられたように、中国が軍拡を進めているのは事実です。しかし、防衛費を増やし、南西諸島に自衛隊を配備し、在日米軍基地の役割を強化することは北東アジアの平和に貢献しません。脅威の度合いは信頼関係によって変わります。

す。抑止力に頼るよりも、中国と信頼関係を築くことで問題を解決できれば、過剰な防衛能力は必要なくなり、防衛費1%枠を今後も守れます。去年12月、日米両政府は2022年度から5年間の思いやり予算を単年度当たり約2110億円とすることで合意しました。21年度比で約100億円の増額です。1978年以来、日本の負担は増え続けています。今

回の合意では、光熱水費などの負担が減っていく一方で、自衛隊と米軍の共同訓練の高度化や在日米軍基地の防衛力強化に予算が使われていくことが決まりました。今こそ北東アジアの緊張緩和のために、必要最小限の防衛力を保持するとして「基盤的防衛力構想」に基づく、他国に脅威と見られない防衛政策を取るべきです。(ドゥブルー)

ピースデポの出版物

『ピース・アルマナック2021』

B5判、258ページ

編著:ピースアルマナック刊行委員会

監修:梅林宏道

出版社:緑風出版

★注目新資料

「核兵器禁止条約」関連資料/マクロンの核抑止戦略演説/プーチンの核使用条件の原則/沖縄米軍基地のコロナウィルス感染

★巻頭エッセイ:

日野川静枝:大学の自治

★2020年解題

中村桂子/前川大/榎本珠良/

河合公明など

定価 2300円 (税別)



北朝鮮の核兵器 —世界を映す鏡—

梅林宏道著

高文研: A5版、9月刊行

《序章》視座を正す/《第1章》初期の核開発/《第2章》束の間の春へ/《第3章》米ネオコン政治と6か国協議/《第4章》並進路線と戦争抑止力/《第5章》希望と期待/《第6章》核・ミサイル技術の現状/巻末資料/関連年表

定価2750円(税込み)

ピースデポ扱い:著者割2000円+送料

北朝鮮の核兵器とミサイル開発について整理・分析、国際政治の歴史と現状を明らかにしつつ、北朝鮮とは私たちにとって何かを考察する新機軸の書き下ろし論考。



北東アジア非核兵器地帯へ:朝鮮半島非核化合意の公正な履行に関する市民の監視活動

「北東アジア非核兵器地帯へ:朝鮮半島非核化合意の公正な履行に関する市民の監視活動」

非核化合意履行・監視プロジェクト

最新号「監視報告No.34」(10月29日)

北朝鮮の核問題を考えるとき、まず手にとるべき一冊

——書評:『北朝鮮の核兵器—世界を映す鏡』(梅林宏道著) 山口響

ブログ: <https://nonukes-northeast-asia-peacedepot.blogspot.com/>

メルマガ無料送付希望の方は、office@peacedepot.org まで

● 寄付のお願い

私たちの調査・研究活動は、平和・軍縮問題に関心を持つ、一人一人の市民によって支えられています。皆さまのご支援をお願いします。寄付には「よこはま夢ファンド」もご利用ください。

【郵便振替口座】

口座番号 00250-1-41182

口座名称 特定非営利活動法人ピースデポ

【銀行口座】

横浜銀行 日吉支店

普通 1561710 トクヒ)ピースデポ

● 「よこはま夢ファンド」でピースデポにご寄付を!

横浜市市民活動推進資金「よこはま夢ファンド」を活用してピースデポに寄付をしていただくと、所得税や法人税について寄付金控除など税の優遇措置が受けられます。全国どこからでも可能で、横浜市以外の方の場合は、返礼品もあります。協力者には、会員並みに『ピース・アルマナック』と『脱軍備・平和レポート』をお送りします。詳しくは横浜市 HP をご覧ください。寄付は全国どこからでも可能です。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/shien/yumefund/gaiyou.html>

『脱軍備・平和レポート』第13号

発行日 2022年2月1日

発行元 NPO 法人ピースデポ

〒223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリュエーネ1F

TEL 045-563-5101 FAX 045-563-9907

Eメール office@peacedepot.org

ホームページ <http://www.peacedepot.org>

編集委員

池田佳代、ダブルー達郎(編集長)、湯浅一郎、渡辺洋介

制作 NPO 法人ピースデポ

印刷 (株)野崎印刷紙器

次の方々が本号の発行に
参加・協力しました

朝倉真知子、池田佳代、梅林宏道、
北村明美、清水春乃、
高橋あゆみ、ダブルー達郎、中村和子、
原三枝子、前田哲男、光岡華子、
湯浅一郎、渡辺洋介 ※50音順

定価: 300円